

五島市における中学校運動部活動の地域移行について

なぜ部活動の地域移行が必要なのか？ ⇒ 生徒数減少により学校部活動の持続が困難 ⇒ 部活動の受け皿を地域へ



目標時期: 令和7年度から段階的に地域へ移行し、令和8年度からは、休日は完全に地域移行することを目指す。平日の部活動の地域移行については、可能なところ(種目)から進めていく。

部活動の地域移行の仕組みはどうなっているのか？

学校部活動(学校教育活動の一環)

- 学校が主体となって行われる部活動
- 基本的に学校の中で実施
- 学校単独または複数校合同や拠点校で行う部活動
- 指導者は、教員(顧問)及び外部指導者
- 部費の徴収、部活動振興事業補助金、県中総体等派遣費
- 怪我等の補償は、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象



五島市の実情に応じ、段階的に持続可能な体制整備を進める。



地域クラブ活動(社会教育活動の一環)

- 地域の様々な主体が運営する活動
- 公共施設や学校体育施設など多様な場所で実施
- 地域の中学生が集まって行う活動
- 指導者は、地域の指導者や指導を希望する教員(兼職兼業)
- 会費の徴収(受益者負担の原則)
- 怪我等の補償は、各種保険等に加入が必要



地域クラブ活動とはどういうものなのか？

中学校部活動が担ってきた役割を、地域が受け皿となって子どもたちの多様なスポーツについてのニーズに応え、活動の機会を確保するものである。地域クラブ活動として活動を希望する団体を、五島市地域運動部活動検討委員会が認定し、中学校部活動と同様に教育的な配慮(五島市の部活動ガイドラインに示す活動時間や日数、大会参加数の制限等)のもとに行われる。

既存の一般のクラブから地域クラブ活動に移行したり、保護者や地域の指導者、スポーツ協会等が新たに立ち上げる等、多様な運営主体が考えられる。現段階(R6)では、協会等が主催の大会に出場することはもちろん、県中体連へ申請して認められると、**県中総体クラブ予選から参加**することができる。

五島市における中学校運動部活動の地域移行について

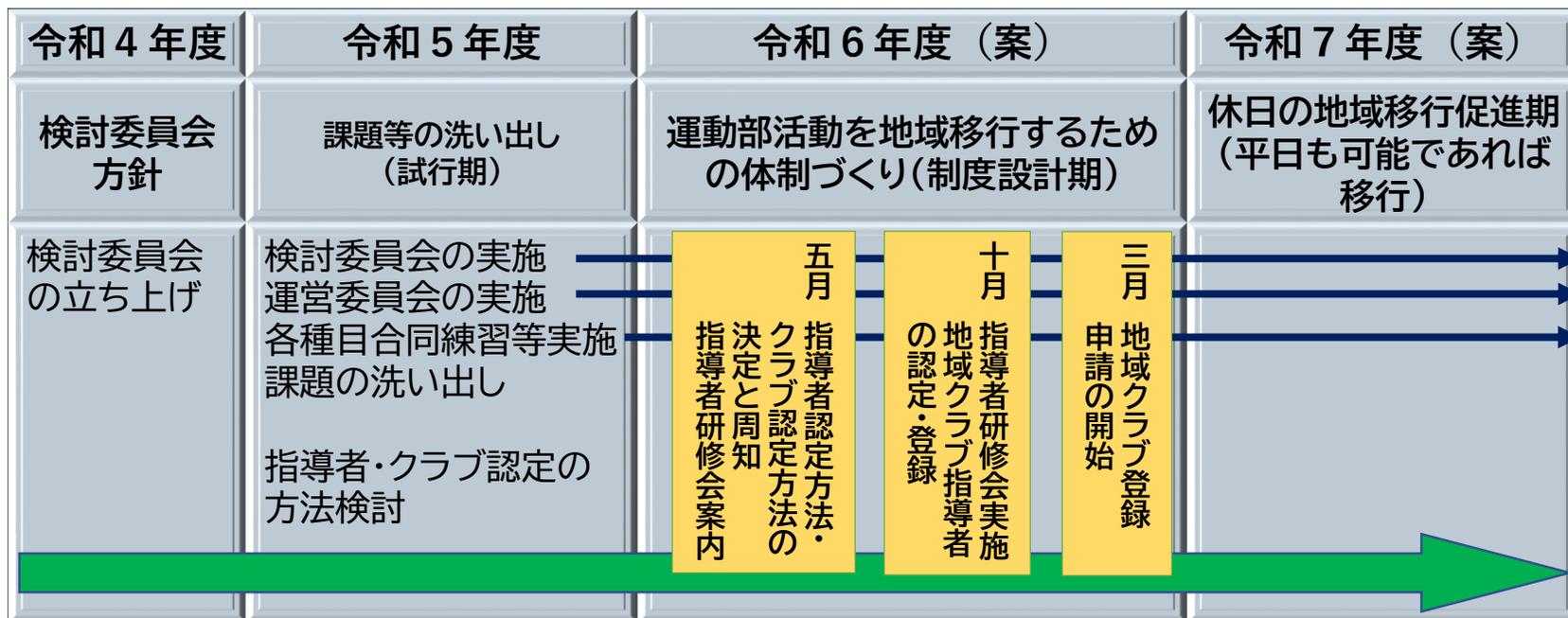
地域クラブとして認定されるためにはどのような条件があるのか？

- ・生徒の**健全育成**や**継続的なクラブの運営**を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わる。
 - ・指導者は、五島市地域運動部活動検討委員会が主催する**指導者研修会を受講した者**で、各競技団体が主催する大会の参加に必要な指導者資格がある場合は、その資格を有する者。
 - ・生徒や保護者に過度な負担とならないよう、部活動ガイドラインに沿った活動をする。等
- 現在、五島市地域運動部活動検討委員会で、認定方法(条件等)についての詳細を検討中。
決定した事項は、五島市ホームページに今後掲載していきます。

五島市地域運動部活動検討委員会

五島市教育委員会教育長を委員長として、市スポーツ協会、市スポーツ推進委員協議会、市PTA連合会、市校長会、部活動外部指導者、市中体連の代表で構成し、五島市教育委員会とスポーツ振興課に事務局を置く。検討委員会に付属して、各競技協会と市中体連競技部で構成する運営協議会がある。

地域クラブ移行の具体的なスケジュールはどうなっているのか？



問い合わせ

五島市地域運動部活動検討委員会事務局
 五島市教育委員会学校教育課
 TEL:72-7801
 五島市地域振興部スポーツ振興課
 TEL:72-6184